

環技審第2号
令和5年8月22日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会
会長 平野勝也



(仮称)宮城気仙沼風力発電事業に係る環境影響評価方法書について(答申)

令和5年4月10日付け環対第12号で諮問のありましたこのことについては、別紙のとおりです。



(仮称) 宮城気仙沼風力発電事業 環境影響評価方法書に係る答申

1 全般的事項

- (1) 対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）及びその周辺には「市民の森」が存在し、自然と共生というビジョンの元設定された保全エリアや保全・回復エリア間のコリドーに該当している。また、事業区域に重要な地形である太田山・大森山東面（岩塊流（岩塊斜面を含む））が含まれる等地形・地質の観点から学術的に貴重な地域であり、事業区域の全域が県立自然公園気仙沼に指定されているほか、砂防指定地等の災害リスクの高い地域も含まれている。加えて、事業区域の一部が保安林（水源かん養保安林及び干害防備保安林）に指定されている。
- これらのことから、後述する個別的事項も踏まえ、事業実施による環境への影響を適切に調査、予測及び評価した上で、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）を変更・調整することによって、環境への影響を回避又は十分に低減すること。
- (2) 干害防備保安林の対象水源について、水源の位置を早急に確認の上、その位置を配慮し風力発電機の配置計画を調整すること。
- (3) 事業区域の絞り込みの理由について、「市民の森」が区域内に入っていることを含め、技術的あるいは環境影響上の理由を整理の上、準備書に記載すること。
- また、「市民の森」に風車を建設することは、自然そのものを楽しむ場として、景観的にも騒音的にも致命的な影響を与えることが自明であることを踏まえて、気仙沼市と協議し、協議結果を示すこと。
- (4) 本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について、具体的な評価方法を示すこと。また、その評価結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討し、影響を回避又は十分に低減すること。
- (5) 事業区域周辺の住民、関係自治体である気仙沼市並びに周辺事業者等の関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。
- (6) 今後、採用する風力発電機の機種を選定し、当該機種に基づき評価すること。なお、機種の選定の判断基準を準備書に記載すること。また、選定しきれない場合には、影響が大きい機種に基づいて評価すること。
- (7) 必要な事後調査を実施し、事後調査報告書を作成すること。

2 個別の事項

(1) 騒音

環境騒音における調査、予測及び評価に当たっては、事業区域及びその周辺の地形条件（上り勾配等）を考慮し、影響が最大となる地点を選出した上で、想定される風力発電機のブレード等の資材の搬入時の沿道住宅への騒音の影響も評価すること。

調査時間は、昼間の時間帯に加え、想定される風力発電機のブレード等の資材の搬入時間帯にも設定すること。

なお、環境騒音の状況については、等価騒音レベルだけではなく、5%時間率騒音レベルも算出し、適切に評価すること。また、予め地域住民に健康影響が発生した際の対応について準備書に記載すること。

(2) 地形及び地質

イ 事業区域内には、日本の典型地形である岩塊流（岩塊斜面を含む）が存在する。当該地形は、環境アセスメントに資する等の目的で国土地理院が調査・選定した学術上重要な地形であることを認識した上で、空中写真判読と現地調査の組み合わせ等により、当該地形の分布図を作成し、事業実施による影響を調査、予測及び評価すること。

なお、影響について予測及び評価する際には、改変パターンの比較検討等により低減措置の効果を具体的に評価すること。その上で、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、それらの地域及び周辺を事業区域から除外すること。

ロ 事業区域周辺には風穴が存在する可能性があるため、現地調査を行い、風穴を確認した場合には、その分布を重要な地形として図示するとともに、風穴の存在する斜面及び周辺を事業区域から除外すること。

(3) 地盤の安定性

事業区域は、保安林及び砂防指定地に位置することから、事業の実施による影響を調査、予測及び評価した結果に基づき、土砂災害及び土砂流出による生態系への重大な影響を誘発しないように、風力発電設備等の配置等の検討を行うこと。その上で、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、これらの区域及びその上流域を事業区域から除外すること。

なお、調査、予測及び評価の結果について、住民説明会等により地域への周知を図ること。

(4) 動物

イ 猛禽類を含む渡り鳥の飛行状況調査については、事業区域とその周辺を含む広範囲を対象に実施するほか、猛禽類をはじめとした鳥類の渡りに関するヒアリングを関係団体等に実施する等して、調査結果を補完した上で、事業区域を通過する飛翔軌跡と主要な渡りのルートを比較し、評価すること。

なお、渡り鳥の調査に当たっては、調査対象及び渡りのピークに合わせた調査時

期であることを準備書に記載すること。

ロ 過去にイヌワシの生息が確認された営巣地について、イヌワシの再定着の有無を調査し、イヌワシの生息が確認された場合には採食地の評価及び生息適地評価を行い、準備書に記載すること。

ハ 夜行性鳥類を対象とした調査について、メッシュ解析の上、生息ポテンシャルマップを作成すること。

ニ 取付道路等の新設又は拡幅等を含め、土地の改変による地表性の動物への影響について、適切に調査、予測及び評価すること。

(5) 植物

イ 麓の水田跡地等の里山を含め、風力発電設備等の設置及び道路拡幅により改変される区域を対象に植物相の踏査ルートを選定し、植生をもれなく調査すること。

ロ 事業区域から除外された植生自然度9の自然植生について、当該除外により影響が著しく低減されるとは科学的に考え難いため、当該除外した自然植生を事業区域に戻した上で、当該自然植生を含め、調査、予測及び評価すること。

(6) 生態系

イ 生態系評価について、配慮書では評価対象を重要な自然環境のまとまりの場としているのに対し、方法書では、特定の指標を基に評価されている。準備書においては生態系評価対象について、方法書の記述と整合性を図ること。

ロ 事業区域における食物連鎖模式図にイヌワシ及びクマタカを追記の上、注目種選定マトリクス表にイヌワシを追記し、調査、予測及び評価すること。

なお、クマタカを上位性注目種に設定した経緯が分かるように準備書に記載すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場

土地に対する直接的な改変がなくても風車の稼働に伴う風車の音や影による影響が発生し得ることを踏まえ、環境影響評価の項目における施設の稼働の項目についても人と自然との触れ合いの活動の場を選定の上、調査、予測及び評価すること。

(8) 温室効果ガス等

本事業にかかる建設工事や施設稼働に伴うCO₂の排出量、削減量について適切に評価し、準備書に記載すること。

(9) 放射線の量

土壤の放射性物質濃度の調査について、従来の測定方法のみでなく、リター層と土壤を分けた上で、土壤については表層から 5cm までの深さで 1cm ずつ採取し、それぞれ測定し評価すること。